

平成21年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成21年2月10日から27日まで全国7会場にて平成20年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

なお、一部説明会での回答と異なる部分がありますが、改めて当機構内で検討した結果を記載しておりますので、こちらを回答の確定版といたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

■ 「利用しやすいNEDO」に向けた対応

① 健保等級取り扱いの一部変更

問. 健保等級証明書は、健康保険等級に2等級以上変更があった場合には、その都度作成する必要があるか。

回答: 変更の都度作成する必要はありません。但し、検査の際に、最新の健保等級証明書を確認させていただきますので、変更について反映しておいて下さい。

問. 出向元の規定により給与を支払いかつ健保等級単価を適用している出向研究員について、出向先として、この出向研究員の健保等級の変更をすべて把握しておく必要があるか。

回答: この場合、出向先は、出向元との連絡を密に取っていただき、出向者の等級の変動を常に把握しておいてください。

② 補助員の運用拡充

問. 補助員の単独出張が認められた「研究実施場所間(国内)」とは、共同実施をしている研究場所でもよいのか。

回答: 「研究実施場所間(国内)」とは実施計画書上に記載されている国内の研究実施場所を指します。従って、当該補助員等が所属していない研究実施場所であっても、当該研究の打合せや評価試験等を行うためであれば、補助員が単独で出張し、その際の旅費を計上することを、21年度以降は可能とするものです。

問. 大学で雇用する補助員について、上限単価が撤廃されるということであるが、補助員費として労務費に交通費を合算して計上してもよいか。

回答： 計上可能です。

大学の規定で交通費についても支給対象としている場合は、補助員費として労務費に交通費を合算して計上することは可能です。

③大学等研究員が必要とする間接経費への優遇措置について

問. 大学等における間接経费率の加算措置の対象は、「21年度以降の新規契約案件」となっているが、「新規契約案件」とは具体的に何を指すのか。また、20年度において経済産業省で実施されていた事業が、21年度にNEDOに移管されるケースも「新規契約案件」と考えてよいのか。

回答： 「21年度新規契約案件」とは、NEDOが公募を行い、平成21年度以降、新たに採択し契約締結を行う案件を指します。

また、21年度に経済産業省から移管された事業は、NEDOとして新たに契約を締結する案件ですので、「21年度新規契約案件」として整理します。

問. 大学等における間接経费率の加算措置の対象は、NEDOと委託先の間での新規契約案件のみなのか、それとも、委託先と再委託先(大学)の間が新規契約であればこれも対象となるのか。

回答： 委託先が21年度新規契約案件でなければ、その再委託先が新規契約であっても、本件の対象とはなりません。

あくまで、前問のとおり、NEDOと委託先が21年度新規契約案件である場合に限り、適用対象となります。

問. 間接経費は、他資金との合算使用が可能か。

回答： 間接経費は、委託事業を遂行するために必要な経費として計上される費目です。その性格を踏まえたうえで、用途が限定されていない資金(例えば、寄付金等の自己資金、国公立大学の運営費交付金など)と合算使用されることは特に問題がないものと考えております。

問. 間接経费率を10%加算するには、研究員等へ配分することが条件となっているが、委託事業の間接経費から配分するのではなく、別の原資(自己資金や国公立大学の運営費交付金など)から研究員へ予算を配分した場合にも、加算できる条件を満たすことになるか。

回答： 大学等の別予算が研究員等へ配分されてもNEDO委託事業の間接経費が配分されたことにはなりませんので、間接経费率を10%加算するための条件は満たしません。

問. 再委託先として予定している私立大学が間接経費率を10%としている場合、研究員等への配分を条件に加算する間接経費率10%と合わせて、合計20%の間接経費率となるが問題ないか。

回答: 問題ありません。

大学の規定により間接経費率を15%未満としている場合は、その間接経費率に一律10%を加算することになるため、合計20%の間接経費率となることに問題はありません。

問. 間接経費の配分状況を確認するにあたって、「用途等についてのヒアリング」を行い「必要に応じて学内資料の提示を求めることがある」という説明があったが、具体的にはどのような内容をヒアリングし、どのような資料を確認するのか。

回答: 研究員に対する「用途等についてのヒアリング」では、当該事業に係る間接経費が研究員等に配分されたかを聞き取ることとしています。

また、学内資料については、間接経費の予算配分が分かる既存資料で結構です。

なお、この学内資料は研究員から聞き取ることができない場合や配分状況に疑義が生じている場合に、必要に応じて確認させていただくこととしております。

問. 間接経費率の優遇措置は、「委託事業に従事する研究者又はその研究員が所属する研究室等」に配分することが条件となっているが、「部局」に配分することは条件に適合しないのか。

回答: 単純に「部局」へ配分されただけでは、条件に適合しているとは言えません。研究員等が委託事業に必要な間接経費を使用できる状況になっていること(配分されていること)が必要ですので、ご留意下さい。

問. 再委託先等として大学等を予定しているのだが、間接経費率を10%加算は、再委託先等の積算上で計上されてくれば、適用の意志ありと理解してもよいのか。

回答: 再委託契約締結前に、委託先として再委託先等と当該契約について調整されることと思われしますので、その際において、間接経費率の加算が本ルールに基づくものなのか、念のため確認下さい。

問. 10%の間接経費のうち、どのくらいを配分しなくてはならないか。配分割合は決まっているのか。

回答: 間接経費率のうち少なくとも加算した10%分の間接経費は、研究員等へ配分していただく必要があります。但し、研究員等が不要とした場合は結果として、配分額が10%に満たない状況になっても構いません。

■ 契約手続等の簡素化・標準化に向けた対応

①委託事業内における取得資産の解体撤去の実施

問. 事業終了時に解体撤去を予定していた資産については、従来、NEDO が別契約により解体撤去を実施していたが、21年度からは条件が整えば、委託事業の中で委託先が直接解体撤去を行えるようにするとの説明を受けたが、現在進行中の事業にも適用するのか。

回答: 適用可能です。

事業途中に資産の使用環境が変化し、委託事業内で解体撤去を行う条件に合致する状況となった場合は、当機構から実施計画書変更を指示しますので、実施計画変更申請を行ってください。当機構において内容の審査を行い、変更が承認されましたら、変更契約の手続きを行います。変更契約が締結されますと、委託事業内での解体撤去することが可能となります。

問. 実施計画書に解体撤去の予定を明記しているのに、最終年度に実施計画変更申請が否認されることはあるか。

回答: ありません。

ただし、予算措置等の問題により、実施時期が変更となる可能性があります。

②概算払制度の変更について

問. 国立大学法人なので特別約款で概算払の支払額等が定められているが、概算払申込書は必要か。

回答: 不要です。国公立大学法人や独立行政法人など特別約款を締結している場合は概算払時期(支払期限、支払金額等)が定められているので申込の必要はありません。

問. 第4回の概算払について、今まで最終の概算払時期は概算払申込書が必要なかったが、今後は必要なのか。

回答: 必要です。第4回(2月払い)の概算払は、従前は翌年度4月払いであったため、検査額を反映した確定額を支払っておりました。新しい概算払い制度では確定検査・年度末中間検査前の概算払となることから、当機構の資金繰り面から支払予定額を把握するため、概算払申込書が必要となります。(国公立大学法人・独立行政法人で特別約款を締結し、概算払額を規定している場合は不要です。)

■ その他の変更点

①NEDO事業への応募及び主要研究員研究経歴書の変更

問. e-Rad の研究機関コード、研究者番号は一度取得すれば、ずっと有効なのか。

回答: 有効です。申請の都度、取り直す必要はありません。一度取得した研究機関コード及び研究者番号は、他省庁及び組織資金への応募も含め全ての事業に共通してご使用いただけます。

■ 平成20年度末及び複数年度事業に係る事務処理について

問. 19年度末においては、当該年度の限度額残を翌年度に後倒しすることできなかったが、20年度末は、3月末までに申請を出せば、当該年度の限度額残を翌年度に後倒しすることが可能か。

回答: 19年度末はNEDOの中期計画の最終年度であったため、後倒しは原則認めておりませんでした。今年度はそのような制約はありませんので、当該年度のスケジュールの遅延等、実施計画変更申請をするに足る十分な理由がある場合は、NEDOの承認の上、後倒しが可能となります。

問. 20年度最終年度の契約を21年度まで延長することになった。この場合、20年度末は中間年度末となり、3月31日が中間年度末締め日になるのか。

回答: 契約期間は延長されることとなりますので、3月31日が中間年度末になります。

問. 20年度末に終了するNEDOと委託先が締結している委託契約が21年度まで延長することになった。この委託契約に基づく再委託契約も延長することを予定している。この場合、3月31日までの経費計上をすることは可能か。

回答: 可能です。ただし、再委託先の検査は、委託先がNEDOの検査を受ける年度末中間検査時までに終了していただくこととなります。

問. 委託事業における最終年度の最終月の経費計上は、どのようにするのか。

回答: 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費としております。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、委託期間終了日の翌月末日までに支払いが完了する場合は計上が認められます。

■ その他の質問事項

問. 文部科学省共済組合が定める標準報酬の等級とNEDOが定める健保等級との間には4等級の差異がある。NEDO検査員の中に、4等級の差を理解していない人がいる。周知徹底をお願いしたい。

回答: 文部科学省共済組合の場合は、4等級の読み替えをするようNEDO内では周知をしております。さらに、21年度からは委託業務事務処理マニュアルにも明記します。

問. 本大学では「技術補助員」として雇用している者がいる。こうした者を研究員として登録することは可能か。

回答: 直接研究に従事し、研究者たる資格、経験がある者であれば、学内でどのような名称で雇用されているに関わらず、研究員として登録することができます。具体的な登録の方法など詳細につきましては、プロジェクト担当部へお問い合わせください。

問. 健保等級を有していない補助員を雇用する際、労災保険だけを直接経費に計上することは可能か。

回答: 健保等級を有していない場合は、労災保険や雇用保険などの法定福利費分を直接経費に計上することはできません。

問. 確定検査時に振込が未完了の場合、銀行からの振込明細が発行された後に、確認できなかった分の銀行振込明細をNEDOに提出することになるのか。

回答: NEDOに提出していただく必要はありませんが、確認ができるような状況にしておいてください。なお、振込明細を確認する場合には関連するエビデンスも確認させていただくことがあります。

問. 21年度の健保等級単価に変更はあるか。

回答: 21年度の適用単価に変更はありません。

問. 健保等級の証明は、健保等級証明書だけでよいのか。以前にNEDO検査員から健保等級証明書だけではなく、健康保険組合等から通知される「被保険者標準報酬決定(改定)通知書」を用意することが必須だと言われたことがある。

回答: 健康保険組合等から通知される「被保険者標準報酬決定(改定)通知書」の用意は必須とはしておりませんが、健保等級証明書への転記ミスが散見されますので、必要に応じて「被保険者標準報酬決定(改定)通知書」を確認させていただくことがあります。

問. 健保等級の変更が反映されるまで3ヶ月かかってしまう。実際の支出額との間に乖離があるが、3ヶ月前に遡及して適用することは可能か。

回答: 従来から当機構は、健保等級に基づく労務費単価表の単価を適用しております。従いまして、健保等級が反映されるまでは新しい健保等級単価を適用することはできません。

問. 労務費単価について、大学の規定単価を適用していただきたい。

回答: 原則、当機構は全事業者に健保等級単価の適用を義務づけておりますので、大学の規定単価は適用できません。

問. 共同研究と共同実施の違いが分からないのだが。

回答: 以下のとおり、整理をさせていただきます。

【NEDO事業における共同研究とは】

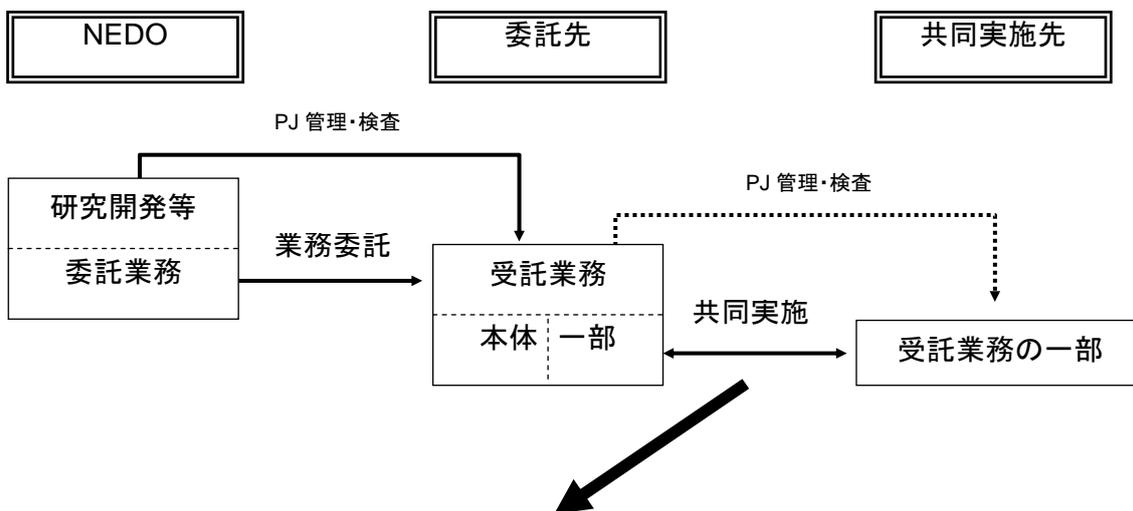
NEDOが委託先と一定の経費負担率で、共同で研究開発等の業務を実施する場合を「共同研究」と呼んでいます。(NEDOと委託先の間で研究費の負担割合を必ず定めます。)

《契約書は原則、NEDOが定める共同研究契約標準契約書を使用します。》

【NEDO事業における共同実施とは】

委託先が、その業務の一部について、大学・独立行政法人等と共同研究する場合を「共同実施」と呼んでいます。

《契約書は原則、NEDOの業務委託契約標準契約書に準拠し、委託先と共同実施先の間で協議した共同実施契約書を使用します。》



NEDOと委託先の「共同研究」と、委託先と共同実施先の「共同研究」とを区別するために、後者を「共同実施」と呼んでいます。